

○届出を要しない区域の指定

(平成 10 年 2 月 1 日消防告示第 3 号)

改正経過 平成 22 年 3 月 消防告示第 2 号

神戸市火災予防条例(昭和 37 年 4 月条例第 6 号)第 55 条第 2 項の規定に基づき、届出を要しない区域を次のとおり指定する。

所在地	区 域
神戸市東灘区	向洋町東 1 丁目, 向洋町東 3 丁目, 向洋町東 4 丁目, 向洋町西 1 丁目から 3 丁目まで, 向洋町西 6 丁目
神戸市灘区	摩耶埠頭
神戸市中央区	小野浜町 1 街区(税関指定保税地域内)及び 5 街区から 22 街区まで, 新港町, 港島 1 丁目(港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 39 条第 1 項第 1 号に規定する商港区に指定された区域)及び 2 丁目から 9 丁目まで
神戸市兵庫区	築地町